平成２２年（フ）第１３２８号
広島市中区中町７番５号ポレスター広島２Ｆ
債務者　有限会社デイビツド・イングリツシユ・ハウス
代表者取締役　ポール・ジヨン・デービド・マクマーン
１　決定年月日時　平成22年９月１日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　水中　誠三
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月６日午後２時30分
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３２９号
広島市中区中町７番５号ポレスター広島３Ｆ
債務者　株式会社ＤＥＨ―ＰｒｏｆｅｓｓｉｏｎａｌＤｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ
代表者代表取締役　ポール・ジヨン・デービド・マクマーン
１　決定年月日時　平成22年９月１日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　水中　誠三
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月６日午後２時30分
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４４４号
新潟市中央区清五郎616番地２
債務者　株式会社ＤＩＣコーポレーション
代表者代表取締役　安中　武広
１　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　勝見　洋人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月10日午前10時
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４４号
三重県津市中央５番19号
債務者　有限会社村山
代表者代表取締役　村山　敞二
１　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　謙一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月17日午前10時30分
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５６３号
愛知県岡崎市中島町字上町32番地３
債務者　有限会社マツダ工務店
代表者取締役　松田　隆行
１　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　櫻井　敬子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月27日午後２時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１５１号
山口県下松市大字河内1026番地１
債務者　磯部　昭雄
１　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松田　訓明
４　破産債権の届出期間　平成22年10月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年12月17日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第５２０号
兵庫県姫路市香寺町犬飼871番地42
債務者　荒川　直美
１　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川村　享三
４　破産債権の届出期間　平成22年10月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午前10時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６１６号
兵庫県姫路市大津区天満465番地11
債務者　佐藤　和雄
１　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹内　文造
４　破産債権の届出期間　平成22年10月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月７日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６５０号
兵庫県高砂市曽根町1009番地の４
債務者　杉本　高秋
１　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川崎　志保
４　破産債権の届出期間　平成22年10月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午前10時15分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６１２号
兵庫県相生市青葉台６番23号
債務者　濱田　正明
１　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中野　二郎
４　破産債権の届出期間　平成22年10月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月25日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６１３号
兵庫県相生市青葉台６番23号
債務者　濱田みどり
１　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中野　二郎
４　破産債権の届出期間　平成22年10月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月25日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４６号
兵庫県姫路市網干区津市場331番地４、旧住所兵庫県揖保郡太子町立岡81番地５
債務者　扶蘇技建こと　扶蘇　眞治
１　決定年月日時　平成22年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中上　幹雄
４　破産債権の届出期間　平成22年10月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月29日午後４時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第１６号
熊本県阿蘇郡小国町西里1124番地
債務者　竹下　初義
１　決定年月日時　平成22年９月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山野　史寛
４　破産債権の届出期間　平成22年10月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月30日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
熊本地方裁判所阿蘇支部